

**問5 (5)**

この問題は、「譲渡等の制限」の知識を問う問題である。排気量40cm<sup>3</sup>以上の内燃機関を内蔵するチェンソーは該当している。対象となる機械等を確認しておくことも大切だが、規制対象となっている機械等をながめた時に、特徴として感じられることをしっかり理解しておきたい。

**重要ポイント**

規格が定められている機器類を確認しておく。

- ① 防じんマスク
- ② 防毒マスク
- ③ 電動ファン付き呼吸用保護具
- ④ 再圧室
- ⑤ 潜水器
- ⑥ 定格管電圧10kV以上のエックス線装置
- ⑦ ガンマ線照射装置
- ⑧ 排気量40cm<sup>3</sup>以上の内燃機関を内蔵するチェンソー

法令：安衛法第42条、安衛令第13条、安衛則第26条

関連問題：R2.10.問5 R3.4.問2 R3.10.問5 R4.4.問3

**過去の公表問題の重要ポイント**

(1) 規格が定められている3つの労働衛生保護具……R3.10.問5

- ① 防じんマスク（ろ過材及び面体を有するもの）
- ② 防毒マスク（有機ガス用他4種類）
- ③ 電動ファン付き呼吸用保護具

(2) 対象となっている機械等をながめた時の特徴……R3.10.問5

測定器、計測器類に対象の機器はない

**関連するポイント**

防毒マスクについては、規格が存在する吸収缶の種類も確認しておく

- ①有機ガス用、②ハロゲンガス用、③一酸化炭素用、④アンモニア用、  
⑤亜硫酸ガス用の5種類

**問6 石綿障害予防規則に基づく措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。**

- (1) 石綿等を取り扱う屋内作業場については、6か月以内ごとに1回、定期に、作業環境測定を行うとともに、測定結果等を記録し、これを40年間保存しなければならない。
- (2) 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設けられた局所排気装置については、原則として、1年以内ごとに1回、定期に、自主検査を行うとともに、検査の結果等を記録し、これを3年間保存しなければならない。
- (3) 石綿等の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期に、特別の項目について医師による健康診断を行い、その結果に基づき、石綿健康診断個人票を作成し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該業務に従事したこととなった日から40年間保存しなければならない。
- (4) 石綿等の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所において、常時石綿等を取り扱う作業に従事する労働者については、1か月を超えない期間ごとに、作業の概要、従事した期間等を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事したこととなった日から40年間保存するものとする。
- (5) 石綿等を取り扱う事業者が事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書に、石綿等に係る作業の記録及び局所排気装置、除じん装置等の定期自主検査の記録を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。